

【改正後】

納税準備貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、削除その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要がものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3～4. (省略)

5. (貯金の払戻し)

- (1) この貯金は、貯金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この貯金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。削除
- (5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

6. ～20 (省略)

以 上

(2026 年 5 月 1 日現在)

【改正前】

納税準備貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要がものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3～4. (省略)

5. (貯金の払戻し)

- (1) この貯金は、貯金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この貯金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、
当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の組合振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

6. ～20 (省略)

以 上

(2022 年 4 月 1 日現在)